

兵高教組

言周査付青報

2014年10月18日

18号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「給与制度の総合的見直し」の勧告を明言 県人事委員会は学校現場の実態を見よ!

10月16日(木)、第3回目の人事委員会との交渉が行われ、高教組・兵庫教組から合わせて約20名が参加しました。人事委員会柄尾局長は「給与制度の総合的見直し」について「国及び他府県との均衡」を優先させ、「見直さざるを得ない」と明言しました。両教組からは、「断固認められない。考え方を直してもらいたい。」と強く抗議しました。

一方、超過勤務について実態と違う公文書を管理職が作成すれば、それは「違法である」、また臨時の任用教員の「空白の一日」には「法的根拠はない」との回答を引き出しました。



☆柄尾人事委員会局長からの回答のポイント

○給与改定について

月例給については概ね国(0.27%)と同様の格差を見込んで給料水準の引き上げを検討している。一時金についても、概ね国(0.15月)と同様の支給割合で引き上げを検討しているが、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分する。

○現給保障について

国も他の都道府県も廃止に向けた団体が増えてきている。このような動向もふまえた上で本県の実情を考慮し適切に対応する必要がある。

○通勤手当・高速道路特別料金等加算について

交通用具使用者の通勤手当は、国が民間の支給状況等をふまえて引き上げることとしている。本県も国家公務員の改定を基準とし、職員の通勤実態を考慮して改定するよう勧告・報告する。高速道路利用者にかかる特別料金等加算については、職員の通勤実態及び他の都道府県の状況を考慮して支給要件を緩和する必要がある。

○寒冷地手当について

国は地域の区分の指定基準に気象庁から提供された新たな気象データをあてはめて支給地域を改定することとしている。本県も国に準じて見直しを行うことが適当である。

○雇用と年金の接続について

再任用職員の給与については、平成27年4月1日から再任用職員に対し単身赴任手当を支給する必要があること、国の検討の動向を注視し民間企業の給与水準を参考に、高齢期の生活の不安が解消できる給与水準等について検討を進める必要がある旨、勧告・報告する。

○超過勤務の縮減について

各県立学校や各市町教育委員会で「新対策プラン」

の成果に差が生じていることは認識している。「新対策プラン」の推進にあたって、実効性のある取り組みをより一層、着実に推進していくことが重要である旨、報告する。

○「給与制度の総合的見直し」について

国及び他の都道府県との制度の均衡を図るという観点から、本県においても見直しを行なう必要がある。

・給料表の改定

国に準じて給料表の改定を行うよう勧告・報告をする。

・地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して改定を行うよう報告する。

・単身赴任手当

国は手当額の増額や距離区分の増設を行う。本県も国と同様に公務が民間を下回っている状況にあり、適切な措置を講じるよう勧告・報告する。

○「給与抑制措置」(県独自カット)について

中止勧告を行うことは困難である。公民較差について、抑制措置前、措置後の両方の較差を報告することを考えている。

☆組合側から指摘した問題点

- ・「総合的見直し」という国の中の制度を県に無理矢理当てはめるのは、そもそも道理が通らない。
- ・独自カットを辞めなければ「他府県との均衡」の土台ができるないし、現給保障も県は続けると約束したはず。
- ・法的根拠もない「空白の一日」を設けて敢えて不利益を生じさせるというようなことをしていいのか?
- ・超過勤務をさせていること自体が違法だ、という認識が県には欠如している。

以上、あらためて検討してもらいたい。